

令和5年12月14日

報道機関各位

県土整備部都市計画課

第151回青森県都市計画審議会を開催します
(当日取材依頼)

このことについて、下記のとおり開催しますのでお知らせします。

記

- 1 日時 令和5年12月26日(火)
午後1時30分から午後3時00分(予定)
- 2 場所 青森県庁西棟8階大会議室
- 3 審議案件
 - (1) 議案第1号 弘前広域都市計画道路の変更(青森県決定)について
 - (2) 議案第2号 建築基準法第51条による産業廃棄物処理施設の敷地の位置(八戸市長許可)について

担当課	県土整備部 都市計画課	
担当者	都市計画・景観グループ 総括主幹 楠美 一誠	
電話番号	内線	6775
	外線	017-734-9681
報道監	県土整備部次長 類家 正剛	

第151回青森県都市計画審議会次第

日 時 令和5年12月26日（火）

午後1時30分～午後3時00分（予定）

場 所 青森県庁西棟8階大会議室

1. 議 事

- (1) 議案第1号 弘前広域都市計画道路の変更（青森県決定）について
- (2) 議案第2号 建築基準法第51条による産業廃棄物処理施設の敷地の位置（八戸市長許可）について

【案件】

(1) 弘前広域都市計画道路の変更（青森県決定）について

【概要】

弘前広域都市計画道路は、現在86路線、約184kmを都市計画決定しており、その改良率は約65%となっている。

都市計画道路の多くは高度経済成長期に決定されたものであり、近年の人口減少や市街地の拡大の鈍化等、社会経済情勢の変化を踏まえた適切な見直しの必要性が求められている。

青森県においても、人口や自動車保有台数が減少傾向であり、県では弘前市と共同で見直し対象路線の抽出や検証を行うなど、都市計画道路の全体的な見直しを定期的に行っていたところである。

今回、見直し結果に基づき、3・3・10号元寺町向外瀬線、3・4・1号和徳堀越線、3・4・2号富田千年線、3・4・4号元寺町小沢線について、以下のように変更を行うものである。

【変更の概要】

	名称 〔 変更前 変更後 〕	変更の内容		備考
		変更前	変更後	
①	3・3・10号元寺町向外瀬線 3・4・36号元寺町西城北線	25m 4車線	16m 2車線	起点から3・3・8号までの幅員を変更、3・3・4号から3・3・8号までの車線の数を変更
②	3・4・1号和徳堀越線 3・4・1号撫牛子堀越線	約9,080m	約8,780m	起点部の約300mを廃止
③	3・4・2号富田千年線 3・4・2号富田広野線	約2,990m	約2,860m	終点部の約130mを廃止
④	3・4・4号元寺町小沢線 3・4・4号元寺町大原線	—	—	起点から3・4・6号までの幅員を変更 (一部区間の幅員変更 W=18m→16m)

【案 件】

(2) 建築基準法第51条による産業廃棄物処理施設の敷地の位置（八戸市長許可）について

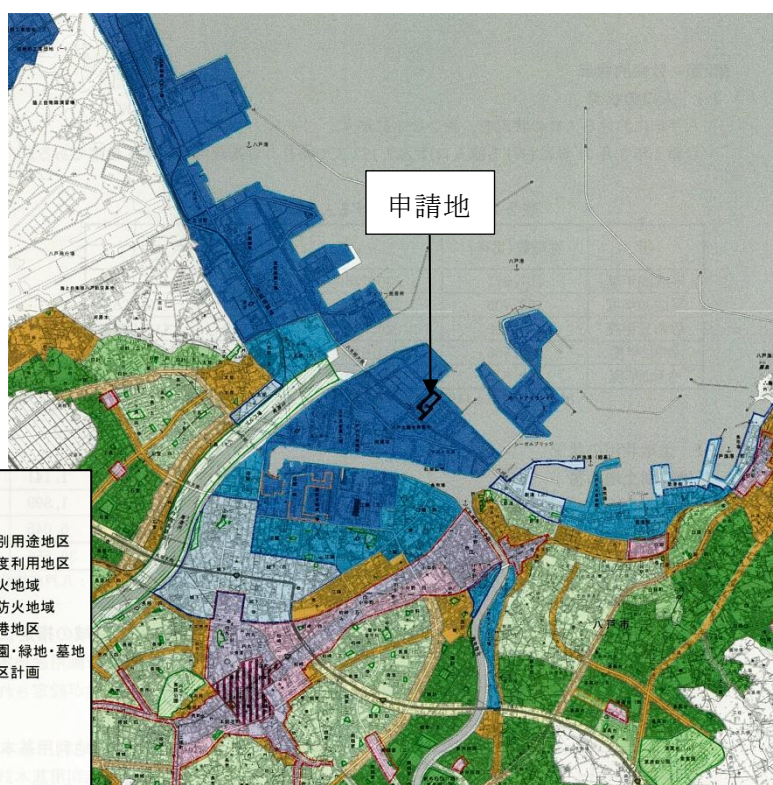
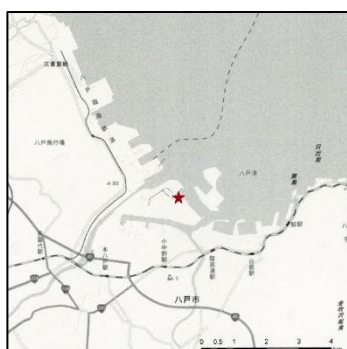
【概 要】

本計画の施設は、令和2年に建築基準法第51条ただし書き許可を取得し、産業廃棄物の破碎処理を行っている施設内に新たに定置式破碎機及び選別機を設置し、また、敷地が拡張されるもので、処理能力が従前の1.5倍を超過することから、許可を再取得するものである。

当該計画について、都市内の位置、立地区域、敷地条件、施設計画、交通処理、環境対策の妥当性の評価において、問題がないと認められるため、建築基準法第51条ただし書きの規定により、許可しようとするものである。

なお、本計画の施設は、一般廃棄物処理施設としても許可申請されている。（別途、八戸市都市計画審議会）

	敷地面積	処理施設	産廃廃棄物 処理施設	一般廃棄物 処理施設
既 許 可	11,665.48 m ²	移動式破碎機	令和2年許可	
今回計画	24,115.86 m ²	[既設] 移動式破碎機	移動範囲増	新規
		[新設] 定置式破碎機・選別機	新規	新規



凡 例

用途地域	
第一種低層住居専用地域	特別用途地区
第二種低層住居専用地域	高度利用地区
第一種中高層住居専用地域	防火地域
第二種中高層住居専用地域	準防火地域
第一種住居地域	臨港地区
第二種住居地域	公園・緑地・墓地
準住居地域	地区計画
近隣商業地域	
商業地域	
準工業地域	
工業地域	
工業専用地域	